

平成23年度貯金保険機構業務運営方針

(平成23年9月26日改定)

1. 経済事業等を含めたより適切な破綻処理スキームの確立と、系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化
 - ①弁護士を中心とした「管理人業務等検討委員会」を継続実施し、管理人業務における課題・問題点等の洗い出しを行い、業務に反映させる。
 - ②管理人団候補者の育成・強化
 - ③リハーサル等の実地訓練の実施

2. 貯金保険機構における基幹システムの充実・強化等
 - ①「全資産・負債管理システム」の開発完成
 - ②既存（開発済み）システムの最適化

3. 貯金等に関するデータ整備の向上
 - ①「名寄せデータ検証システム」を活用した立入検査態勢の確立・強化
 - ②「貯金者データ整備説明会」等の拡充
 - ③立入検査における都道府県等との連携
 - ④検査要員の増員（22年度2名 → 23年度4名）

4. 組合の破綻時における事務処理能力の向上等
 - ①36地域の漁協系統職員に対する研修会の実施
 - ②都道府県行政担当者に対する制度説明会の実施

5. 貯金保険制度の検討に資するための調査・研究等
 - ①預金保険機構の動向など貯金保険制度を取り巻く情勢の分析・検討
 - ②海外の預金保険制度、資金援助方式等の調査（欧州諸国等の破綻処理の手法を中心とした調査等）の実施

6. 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報
 - ①組合へのポスター、リーフレット等の配付のほか、新聞広告の実施
 - ②中期業務目標や契約関係の情報等について可能な限り掲載するなど、ホームページの積極的な活用を図る。

7. 責任準備金見合資産（約3千億円）の安全かつ効率的な運用・管理
 - ①流動性を重視した効率的な資産運用に向けた内部統制の厳格化
 - ②資産運用管理にかかる情報開示拡充に向けた諸規程の整備の実施

8. 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正再編強化法」という。）に係る新たな業務への対応

東日本大震災に関する改正再編強化法による特例措置に係る機構の新たな業務に関して、指定支援法人、関係当局等の間で適切に対応。